



動物用医薬品

牛用イベルメクチン製剤

牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤

バイナック®トピカル

承認指令書番号	25動薬第3240号
販売開始	2004年5月

2016年9月改訂

貯法

気密遮光保存

【成分及び分量】

品名	バイナックトピカル
有効成分	イベルメクチン
含量	本品100mL中、イベルメクチン0.50gを含有する。

【効能又は効果】

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

内部寄生虫：オステルターストマタ、牛腸結節虫、クーベリア、毛様線虫、乳頭糞線虫及び牛肺虫

外部寄生虫：疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、シラミ及びノシバエ

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）のマダニによる吸血の抑制

【用法及び用量】

体重1kg当たりイベルメクチンとして500μg（本剤として0.1mL）を1回、牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）の背線部のき甲から尾根にかけて直線的に注ぐ。

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品です。使用対象動物【牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）】について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛（搾乳牛及び分娩予定日前28日間の乳用牛を除く）：食用に供するためにと殺する前37日間

- 本剤は獣医師の適切な指導の下で使用すること。

（使用者に対する注意）

- 使用時にはゴム手袋等を着用すること。

（牛に関する注意）

- 本剤は搾乳牛（食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう）及び分娩予定日前28日間の乳用牛には使用しないこと。
- 本剤は外用剤であるので、それ以外の投与方法（経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
- 疥癬ダニによる痂皮あるいは病変部、皮膚病による病変部、汚泥・糞等の付着した皮膚には効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。
- 被毛あるいは皮膚が濡れている場合は、効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。
- 投与後2時間以内に雨に曝される恐れがある場合は、効果が損なわれる恐れがあるので投与しないこと。
- 本剤は牛のみに投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。

（取扱い及び廃棄に関する注意）

- 本剤は小児の手の届かない適切な場所に保管すること。
- 換気の良い場所あるいは屋外で使用する。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
- 開封後は、遮光して保存し、早く使い切ること。
- 使用後は栓を固く締めて保存すること。
- 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- 食品と区別して保管すること。
- 保管場所では火気の使用に注意すること。
- 本剤を氷点下に放置し漏りが生じた場合には室温に暖めて使用すること。
- 本剤は魚及びある種の水棲生物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- 本剤は皮膚から吸収されるので、誤って人の皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。

（牛に関する注意）

- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- 放牧中の牛に対しては、マダニの発生状況に応じて本剤の定期的な投与が必要である。ただし、本剤の定期的投与を行う際の投与間隔は37日以上とすること。

投与量

体 重(kg)	投与量(mL)	体 重(kg)	投与量(mL)
50	5	300	30
100	10	400	40
200	20	500	50
体重10kgあたり1mLの割合で投与すること			

危険物第四類

第一石油類

危険等級Ⅱ・火気厳禁
イソプロパノール

【製品情報お問い合わせ先】

バイエル薬品株式会社 動物用薬品事業部

〒100-8265 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

お問い合わせ先メールアドレス：bayer-ah.jp@bayer.com

®はドイツ・バイエル社登録商標

【製造販売元（輸入発売元）】

バイエル薬品株式会社

動物用薬品事業部

東京都千代田区丸の内1-6-5

www.bayer-ah.jp

Bayer

獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。